

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、綾川町が土地改良事業（団体営ため池等整備事業（小規模／ため池整備工事（一般型））弥十郎池地区）を行うことについて平成21年1月22日適当と決定した。

その関係書類を綾川町土地改良課において平成21年2月6日から同月26日まで縦覧に供する。

平成21年1月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀